

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

世田谷区の総人口は、平成7年以降、長期的には増加傾向にあり、26年間で約14万人増え、令和3年に92万人を超えた。令和4年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、「社会減」となったことから人口減少となった。その後再び人口増加となり、令和7年2月の世田谷区の人口は923,181人となっている。

年齢3区分別人口の推移では、年少人口（0－14歳）は増加傾向から減少傾向に変化しており、令和5年の年少人口は106,440人で、10年前の平成25年に比べて増加しているが、5年前の平成30年と比べると減少している。令和5年の生産年齢人口（15－64歳）は622,265人で、10年前に比べて増加しているが、構成割合は減少している。また、高齢者人口（65歳以上）は186,734人で、長期的に増加傾向にあり、10年前に比べて2万人以上増加し構成割合もやや増加している。

区の産業構造としては、卸売業・小売業や飲食サービス業、工業、農業、建設業をはじめ、多様な産業が根付いていることが特徴である。全体的な事業所数（令和3年：27,047社）は横ばい傾向にあるが、特にこれまで事業所数の多かった卸売業・小売業や、雇用を支えてきた飲食サービス業などで大きく減少しており、一方で、医療、福祉や教育・学習支援業、情報通信業などは増加傾向にあるなど、産業の多様化が進んでいると考えられる。これまで主要産業と考えられてきた業種の再活性化を軸に据えつつ多様化の進む様々な業種の更なる活力の向上を図るなど、しっかりと後押ししていくことが課題である。

また、区内産業の1社あたり売上額に着目すると、卸売業・小売業は減少、製造業も横ばい傾向にある中、情報通信業については大きく増加している。また、1社あたり付加価値額についても概ね同様の傾向にある。さらには、雇用については、飲食店、医療業、飲食料品小売業、社会保険・社会福祉・介護事業などの雇用力が高く、区内の雇用を支えている。これらのことから、雇用を支える業種の活性化や、様々な業種において稼ぐ力の向上や生産性の向上を図っていくことで、売上や付加価値の向上を目指していくことが個々の事業者に対して必要である。

(2) 目標

令和4年4月に制定した「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に基づ

き、令和6年3月に策定した「世田谷区地域経済発展ビジョン」では、基本的方針の一つ「区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図る」の実現に向け、事業者による設備投資を促進することにより生産性向上を後押しすることを掲げている。よって、中小企業等経営強化法第49条1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に12件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象となる先端設備等の種類については、「世田谷区地域経済発展ビジョン」において、従前から世田谷の地域経済を支えてきた既存産業を中心に、福祉、教育、情報通信など多様な産業の成長やチャレンジをしっかりと後押しすることを目指しているため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本区においては、区内全域において多種多様な産業が立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、区内全地域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

本区の産業は、多岐に渡り、多様な業種が区内経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等のほか、公序良俗に反する取組み、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。